



## 令和6年12月施行の厚生年金基金・DB・DCの関係省令の改正及び関係通知の発出について

[2021年9月2日付年金ニュース](#)でもご案内の令和6年12月のDC拠出限度額見直しに関して、2022年1月21日、関係する省令が公布、及び関係する地方厚生（支）局長等宛の通知等が発出されました。当該改正に先立ち実施されたパブリックコメント手続き等の概要は次表の通りです。

なお、「Ⅱ．DCに関する改定」については、確定拠出年金（DC）に関するご案内であり、企業型DC制度を実施していないお客様におかれましては特段のご対応は不要です。

手続き開始時のご案内（年金ニュース）	手続きの結果（e-GOV HP）
<a href="#">2021年10月26日付年金ニュース</a>	<a href="#">「『確定給付企業年金制度について』の一部を改正する通知案に関する御意見の募集について」の結果</a>
<a href="#">2021年10月26日付年金ニュース</a>	<a href="#">「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集」についての結果</a>

### I. 厚生年金基金・DBIに関する改定

#### (1) 概要

「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」が令和6年12月1日から施行されることに伴い、各種通知等について所要の規定の整備を行うものとされています。なお、公布された省令及び発出された通知等の詳細については、以下《参考資料1》をご確認ください。

なお、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」については以下、「税改政令」と表現しております。

《参考資料1》

- ・ [官報](#)
- ・ [「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について](#)
- ・ [「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について](#)
- ・ [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)
- ・ [「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について](#)
- ・ [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部改正について](#)
- ・ [【参考】確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）](#)
- ・ [確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて](#)
- ・ [パブリックコメント結果（DB関係）](#)

## (2) 変更点・施行時期等

主な改正項目の概要は次表の通りです。

表題	概要
規約の承認等の基準に関する事項	DB則第7条第1項第4号に規定するその他の給付の設計の軽微な変更から、規約の変更が効力を有することとなる日前の期間に係る給付の額を増額する場合（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。）を除くものとする。（DB則第7条第1項第4号関係） ⇒ <u>企業型DCを実施している加入者の過去分の給付増額を行う場合については、全て申請</u> となります。
規約の承認等の基準に関する事項（2）	① DBにおいて企業型DCにおける経過措置の終了事由に該当する変更を行う場合は「届出」に該当する場合であっても適用日の概ね2ヶ月前までに行う必要があること。 ② 上記①に該当する規約変更を行う場合は、当該変更を実施するDB実施事業所ごとに、次に掲げる事項を併せて届け出ること。 イ 規約（基金）番号 ロ 実施事業主名称 ハ 確定給付企業年金の実施事業所名称 ニ 給付区分 ホ 企業型年金規約番号 へ 令和3年経過措置改正政令附則第2項の経過措置の適用状況 ⇒ <u>企業型DCにおける経過措置の終了事由に該当する制度変更を行う場合、②イ～への事項をまとめた書類を併せて届け出る</u> 必要があります。
基金型DBの加入者の資格取得及び喪失の届出期限	基金型企業年金（DB法第29条第1項に規定する基金型企業年金をいう。）の事業主が企業年金基金に届け出なければならない加入者の資格取得又は喪失の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとする。（DB則第22条及び第23条関係） ⇒ <u>基金型DBの加入者の資格取得及び喪失の届出期限</u> について、「当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日まで」と従前よりも早まる可能性ががあります。
規約の変更に係る事業主への情報提供	DB則第8条第2項の代表は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主（当該代表を除く。）に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないものとする。 また、基金は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないものとする。 ⇒ <u>規約変更時、実施事業所の事業主に対して、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を遅滞なく行う</u> 必要があります。

他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例	<p>令和6年12月1日前に、税改政令第1条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（平成13年政令248号。以下「DC令」という。）第11条第2号に規定する他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算（DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。）を行うことなく規約に定める場合の当該規約の変更は、DB則第7条第1項の規定にかかわらず、DB則第7条第2項に規定するDB法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更とする。</p> <p>⇒ <u>令和6年12月1日前に、他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算を行うことなく規約に定める場合</u>については、<u>届出（規約変更に係る組合等の同意不要）</u>となります。</p>
----------------------	--

なお、上記改正の施行日は、「規約の承認等の基準に関する事項」、「規約の承認等の基準に関する事項（2）」、「基金型DBの加入者の資格取得及び喪失の届出期限」、及び、「規約の変更に係る事業主への情報提供」については、令和6年12月1日、「他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例」については、公布の日（2022年1月21日）から、とされています。

## II. DCに関する改定

### (1) 概要

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和4年5月1日から順次施行され、税改政令が令和6年12月1日から施行されることに伴い、確定拠出年金法施行規則（以下、「DC規則」）等について所要の規定の整備を行うものとされています。

併せて、省令の公布に伴い、iDeCo加入者・加入検討中の方向けのチラシが発出されています。

なお、公布された省令及び発出された通知等の詳細については、上述《参考資料1》の他、以下《参考資料2》をご確認ください。

《参考資料2》

- ・ [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)
- ・ [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)
- ・ [iDeCo加入者向けチラシ](#)
- ・ [パブリックコメント結果（DC関係）](#)

## (2) 変更点・施行時期等

主な改正項目の概要は次表の通りです。

表題	概要
<b>《企業型DCの拠出限度額について》</b>	
加入者情報の通知	企業型DCを実施する事業主は、DB等の他制度にも加入する者について他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。 (DC規則第10条及び第11条関係)
企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等	企業型記録関連運営管理機関は、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況</li><li>・ DB等の他制度の加入者にあっては、他制度掛金相当額</li><li>・ 企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合、すなわち、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない場合は、その旨</li><li>・ 拠出することができる見込まれるiDeCoの掛金の額</li></ul> 等を表示するものとする。企業型DCに加入する者がiDeCoの加入や変更等の申出をする際には、このウェブサイトで加入の要件等を確認するよう促すこと。 (DC法第27条及びDC規則第21条の2関係)
他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出	<p>① 企業型年金加入者が、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主以外の事業主に使用される場合であって、他制度加入事業主に使用される者としてDC令第11条第1号イからハまでに掲げる者に該当するときに、速やかに、企業型年金加入事業主に提出しなければならない申出書の記載事項に、他制度掛金相当額を追加する。</p> <p>② 企業型年金加入者は、①の申出書を企業型年金加入事業主に提出するときは、他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならないものとする。</p> <p>③ 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 氏名、性別、住所及び生年月日</li><li>ロ 当該他制度加入事業主の名称及び住所</li><li>ハ 変更後の他制度掛金相当額</li></ul> <p>④ 企業型年金加入者は、③の申出書に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならないものとする。 (DC規則第12条の2関係)</p>

<p>マッチング拠出額変更の年1回変更の例外</p>	<p>確定拠出年金法第4条第1項の規定による企業型年金規約の承認の要件として、確定拠出年金法施行令第6条第4号ハにおいて、企業型年金加入者掛金の額について、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができることとしているところ、その例外の厚生労働省令で定める場合について、DC規則第4条の2第1号に掲げるものは①のように改めるとともに、同条に②を追加する。（DC規則第4条の2第1号及び第2号関係）</p> <p>① 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又はDC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額が引き上がることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額がDC法第20条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げること</p> <p>② 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額が引き下がる場合において、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合</p>
----------------------------	--

《iDeCoの拠出限度額について》

<p>国民年金基金連合会への情報の提供</p>	<p>企業型DCを実施する事業主が企業型記録関連運営管理機関及び企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する事項に、DB等の他制度掛金相当額を追加すること。（DC規則第61条の2関係）</p> <p>DBを実施する事業主等、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金は、毎月末日現在におけるDB、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金に加入する者に関する情報（他制度掛金相当額を含む。）を翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならないこと。DB法第93条の規定により加入者等に関する情報の管理に係る業務を同条に規定する法人に委託している場合は、この通知は、当該法人及び企業年金連合会を経由して行うものとする（厚生年金基金も同様）。これらの通知は電磁的方法により行うものとする。（DC規則第61条の2関係）</p>
<p>事業主証明書等の廃止</p>	<p>iDeCoの加入を国民年金基金連合会に申し出る際に、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況を申し出るものとする。当該申出の際、企業年金の加入状況を国民年金基金連合会が確認できることになることから、事業主証明書の添付を不要とすること。（DC規則第39条関係）</p> <p>事業主証明書は廃止するが、事業主は、従業員から企業年金の加入状況の照会があった際には適切に対応すること。また、従業員の企業年金の加入状況に変更があったときには、当該従業員に周知すること。</p> <p>iDeCoの加入後に、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況に変更があったときは、当該変更について国民年金基金連合会へ届出が必要であること。当該変更の届出の際の事業主証明書の添付も不要とすること。（DC規則第45条関係）</p>

**《企業型DCにおける経過措置》**

<p>企業型DCにおける経過措置</p>	<p>施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者である場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が2.75万円を下回るときは2.75万円と読み替えてDC令第11条第2号を適用することで、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とすること（経過措置の適用）。（改正政令附則第2項関係）</p> <p>令和6年12月前に成立している企業型DC規約の場合、令和6年12月以降も企業型DCの拠出限度額は現行制度（旧制度）のままであり、加入者ごとの企業年金加入状況により、（1）企業型DCのみに加入の場合、月額5.5万円、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額2.75万円となること。また、経過措置の適用終了事由に該当した場合は、施行後の制度が適用される（新制度の適用）こととなり、企業型DCの拠出限度額は、（1）企業型DCのみに加入の場合、変更なし（月額5.5万円）、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額となること。</p>
<p>企業型DCにおける経過措置の終了事由</p>	<p>施行の際、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者は、経過措置の適用を受けるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日以後を適用日として企業型DC規約のうちDC法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合（企業型DC規約において、拠出限度額についてDC令第11条を引用している場合で、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者に係る企業型DCの事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む。）について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合も規約変更が必要となり、その場合を含む。また、新たに企業型DCを実施する場合も含む。）</li> <li>・ 施行日以後を適用日としてDB規約のうち確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによりDB法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合</li> <li>・ 施行日以後にDB等の他制度を実施・終了した場合</li> </ul> <p>には、改正政令による改正後のDC令第11条第2号を適用する。</p>
<p>経過措置適用終了時の企業型RKへの通知</p>	<p>旧制度の適用を受けていた事業主が、新制度の適用を受けることとなったときは、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として新制度の適用を受ける旨を企業型DC規約に記載するとともに、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。こと。（改正省令附則第2条関係）</p>

なお、上記改正の**施行日は、令和6年12月1日**とされています。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081